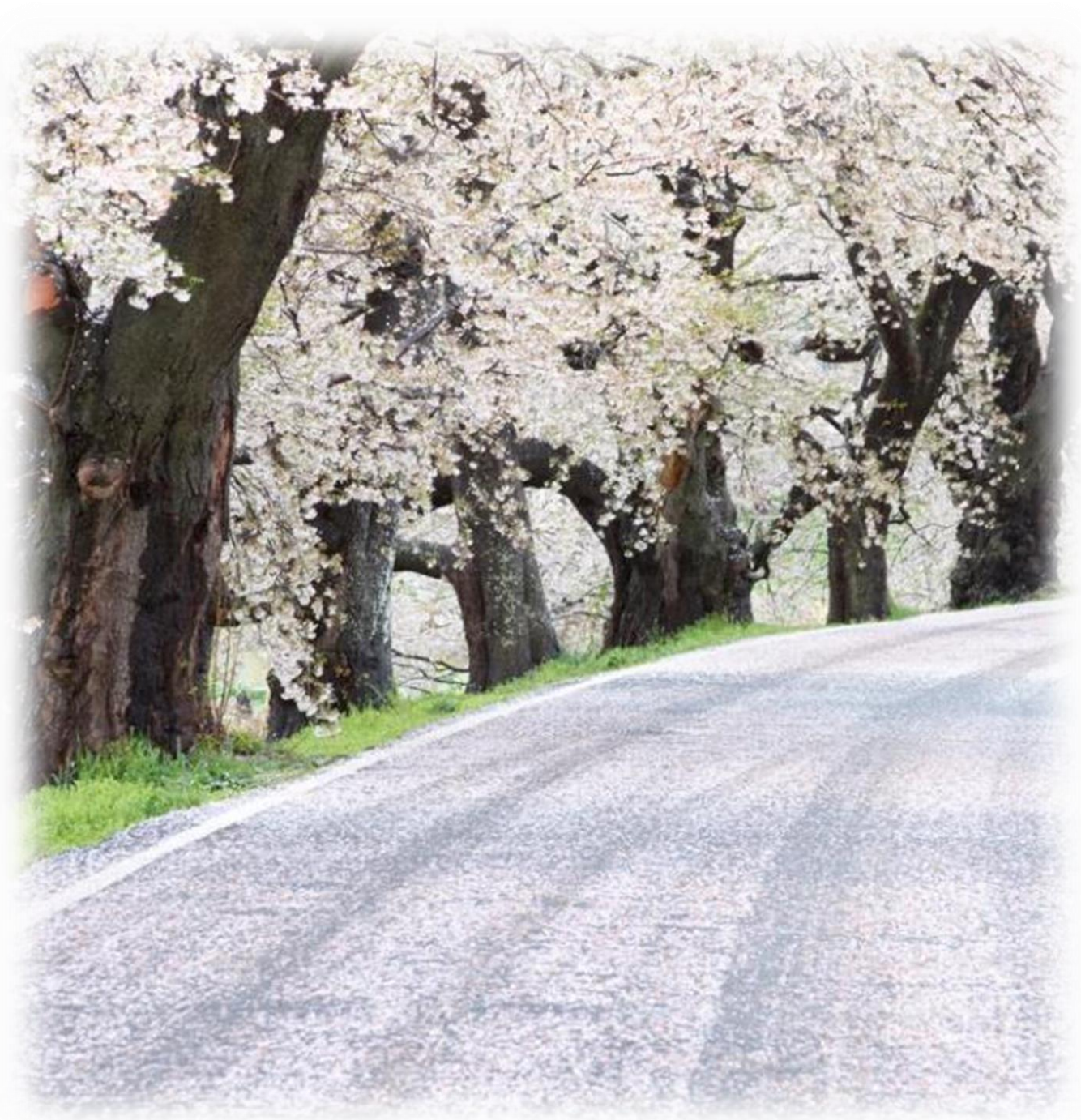


大河原町 DX全体方針

令和5年3月
大河原町



町長挨拶

近年の情報通信技術の急速な進展は、誰でもスマートフォンやタブレットを用いて気軽に情報発信することが可能となり、新しい人と人の繋がりやコミュニティ、多様な価値観の創出など、社会に大きな変化をもたらしました。


その一方で2019年12月からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政組織間の横断的なデータ共有が十分ではなく、事業者や町民生活の支援などが迅速にできないなどの問題を顕在化させることになりました。この感染症拡大により、3密回避のためのテレワークや会議、授業のオンライン化が求められ、社会生活のあらゆる場面でデジタル化が推奨されてきました。

また、少子高齢社会が加速していく中で、本町は地理的優位性などもあり幸いにして県内でも高い人口増加率を維持してまいりました。しかしながら少子高齢化はわが国全体が直面している問題であり、本町も避けることのできない問題であると捉えております。

特に生産年齢人口の減少は、職員や地域で活動する人材、財源などの町政経営をしていく上で欠くことのできない資源の減少を意味しており、限られた資源を活用し町民生活や住民サービスの質の向上を図り、直面する問題解決の手段として情報通信技術の力を積極的に取入れ誰一人取り残されない持続可能な町政経営の実現に取り組んでいく所存であります。

本方針は第6次大河原町総合計画に掲げる、まちの将来像「ひと・まち・桜が咲きほこる先進のまち」を実現し「選ばれる町」であり続けるために、町政経営の諸分野において行政の電子化に取り組むための指針として策定いたしました。

令和5年3月
大河原町長 齋 清志

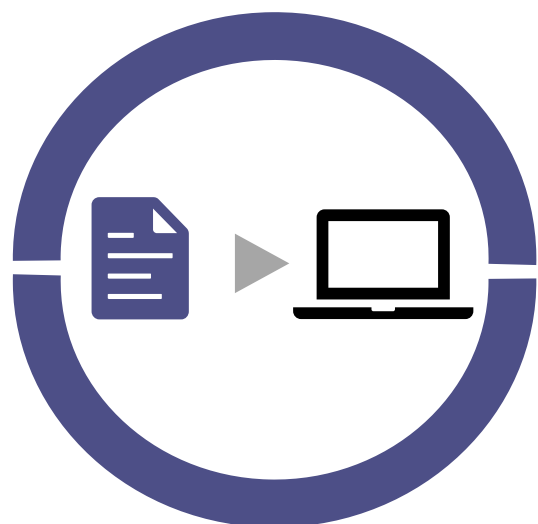
- 
1. 策定の目的
 2. 基本方針
 3. 取組事項
 4. 推進体制

1. 策定の目的

デジタル化とDXの違い

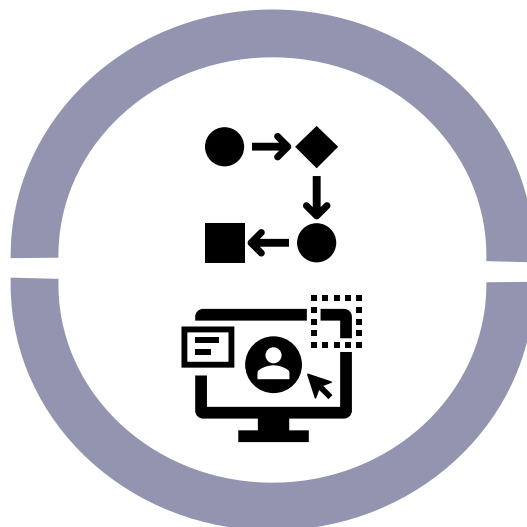
これまで実施してきたデジタル化（ICT化）は、アナログ作業をシステムに置き換えることを主な目的としていました。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）は、社会の根本的な変化に対応して、行政サービスの向上を主な目的とした、新たな価値を創出するための改革と考えられます。



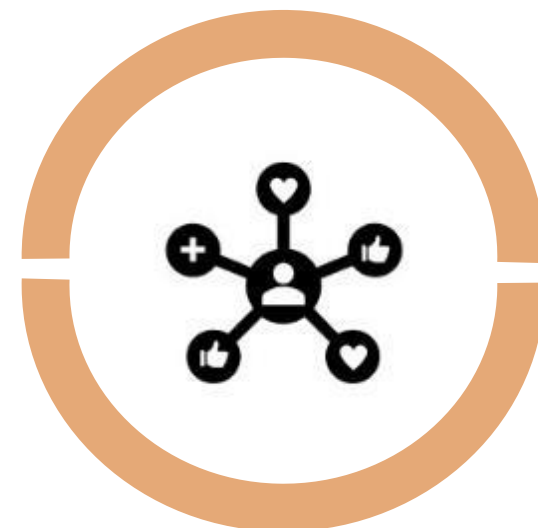
デジタイゼーション
(デジタル化)

既存の紙のプロセスを自動化するなど、**物質的な情報をデジタル形式に変換**すること。



デジタライゼーション

庁内だけでなく、外部環境やビジネス戦略も含めた**プロセス全体をデジタル化**すること。



デジタル・トランスフォーメーション (DX)

新たなデジタル技術を活用して**新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変**すること。

1. 策定の目的

DX推進の必要性

従来のデジタル化（ICT化）に留まり、全庁によるDX推進が実施されない場合、生産労働人口の減少や地域活動の担い手不足によって、行政サービスの維持が困難になることが見込まれます。

従来のデジタル化（ICT化）を実施する場合

一つの情報部門のみが、アナログ作業をシステムに置き換える取組を実施する

人口減少による担い手不足のスピードが、ICT化の効果を上回る

情報部門に与えられた所掌・権限の範囲内では進められないため、全庁に行き渡るまで時間がかかる

さらなる行政サービスの向上が見込めず、今後の人口減少によって、現在のサービスも維持できない可能性が高い

DX推進のポイント

- 事業や組織・制度全般の変革を実施する
- 変革を成功させるためには、ユーザー中心のサービスを描き、迅速かつ柔軟に、現在の仕組みを抜本的に見直す
- 全ての部門・事業・職員が、データ・デジタル技術の活用を進めていく

1. 策定の目的

DX推進の目指す姿

DX推進にあたっては、業務効率化による職員の生産性向上と、行政サービスのさらなる向上を目指します。

全庁でDX推進を実施する場合

行政手続のオンライン化
AI・RPAの導入
おくやみワンストップ
ペーパーレス化
ハンコレス化
キャッシュレス化 等

全庁でDX推進に向けた取組を実施し、行政サービス、職員の生産性を向上させる

現在の行政サービスの持続性を確保し、さらなるサービス向上を実践できる

直面する地域の課題解決や、新たな価値創造の挑戦に注力できる

変革のさらなる加速

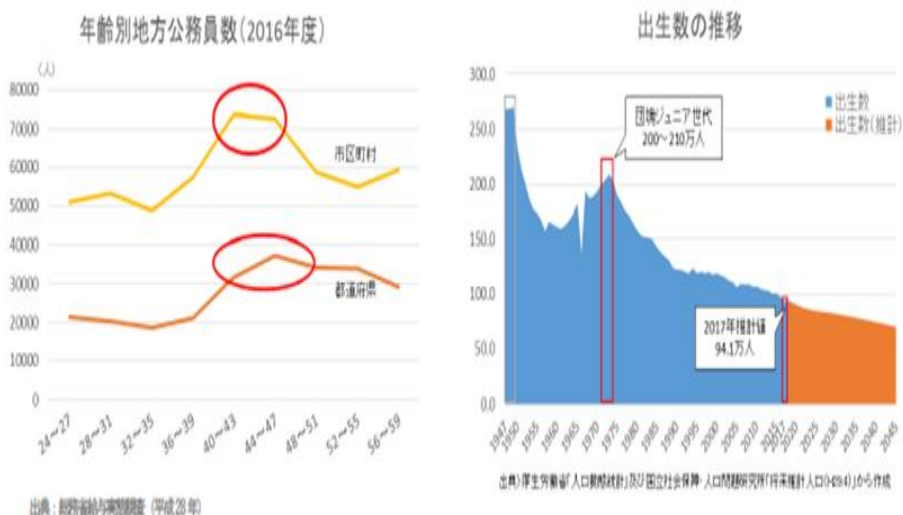
1. 策定の目的

社会背景①

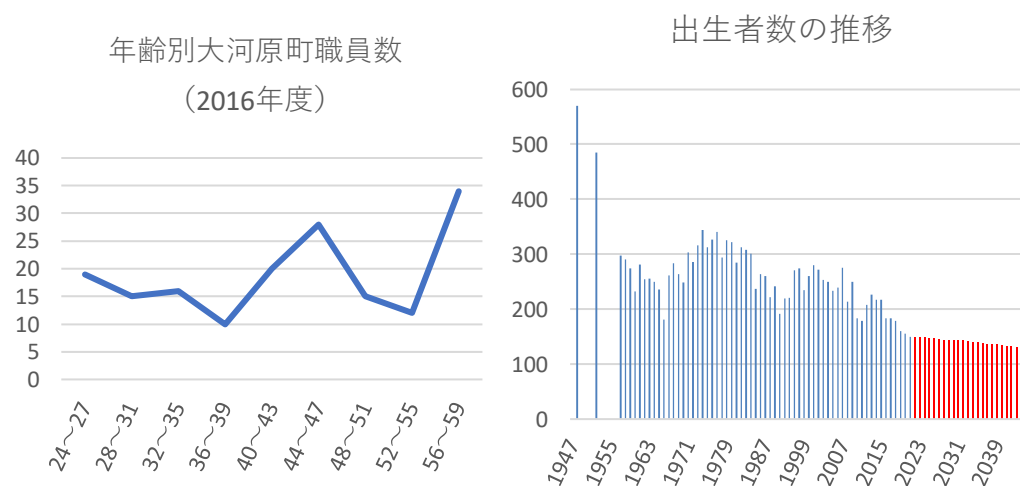
日本全体の人口は2008年から縮減期に入り、2040年には経営資源としての人材の確保が一層厳しくなることが見込まれ、様々な影響が問題となっています。また、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、行政経営の抜本的な改革が求められています。

自治体戦略2040構想研究会では、人口縮減時代の自治体行政として、**AI*1・ロボティクス*2等を活用した「スマート自治体」への転換**や、**自治体情報システムや申請様式の標準化・共通化**を取組むべき事項として提言しています。

年齢別地方公務員数及び出生数の推移（全国）



年齢別職員数及び出生数の推移（大河原町）



【出典】総務省「自治体戦略2040構想研究会第二次報告」、国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」
宮城県「宮城県統計総覧」、「令和3年度人口動態統計（各定数）の概況」、「衛生統計年報」

*1アーティフィシャル・インテリジェンス（Artificial Intelligence）の通称。人の知的能力をコンピュータ上で実現する技術、人工知能

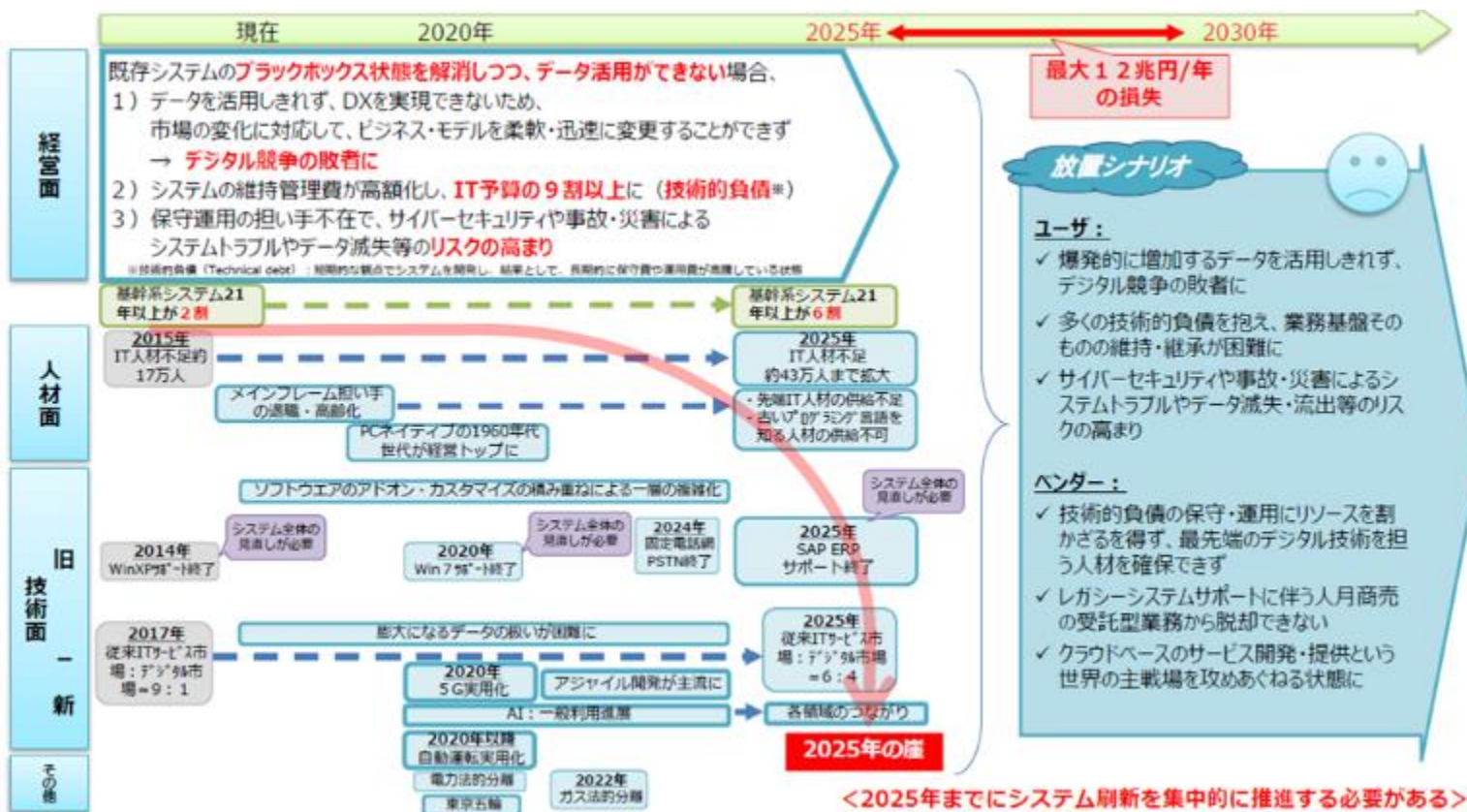
*2Robotics。ロボットの設計・製作・制御・運転に関する研究を行うロボット工学を指す。

1. 策定の目的

社会背景②

将来の成長や競争力強化のために、**新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変するデジタル・トランスフォーメーション (DX)** の必要性を認識していますが、既存システムの複雑化、業務全体の見直しが求められることから、これをいかに実行するかが課題となっています。

この課題を克服できない場合、**2025年以降、最大12兆円/年（現在の約3倍）の経済損失が生じる可能性**があり、DX推進が求められています。（2025年の壁）



1. 策定の目的

国の動向

新型コロナウイルス感染症の拡大は、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率や、システムトラブルの発生、行政手続きのデジタル化の遅れなど、様々な課題が明らかになりました。**行政のデジタル化は喫緊に取り組むべき課題**となっています。

デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくために、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「**自治体DX推進計画**」を策定しました。

また、令和3年7月には、自治体が着実にDXに取り組めるよう、「**自治体DX推進手順書**」を策定しました。令和4年9月には、「自治体DX推進計画」が第2.0版に改定されました。令和5年1月には、「自治体DX推進手順書」が改定されました。

自治体DX推進計画の概要

■ **計画期間**：令和3年1月～令和8年3月

■ **自治体に取り組む施策等**

- ・ 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）

■ **6つの重点取組事項**

自治体情報システムの標準化・共通化	マイナンバーカードの普及促進	行政手続きのオンライン化
AI・RPA*1の利用推進	テレワークの推進	セキュリティ対策の徹底

【出典】総務省「自治体DX推進計画概要」

*1ロボテック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の通称。人が日常的にパソコンで行っている作業を、人が行うのと同じように自動化すること。

1. 策定の目的

県の動向

宮城県は、「新・宮城の未来ビジョン」に掲げられた人口減少などの社会変化を踏まえ、目指す宮城の姿の実現とともに、官民データの利活用や手続のオンライン化など、国計画における地方公共団体としての役割を果たすため、**みやぎの情報化を推進するための方針・指針**として「みやぎ情報化推進ポリシー」を定めました。

みやぎ情報化推進ポリシーは、「自治体DX推進計画」における自治体に求められている役割を適切に果たすための基礎となるものとしています。

また、重点目標として「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」「デジタル化による働き方改革の推進」を掲げています。

「みやぎ情報化推進ポリシー」の重点目標



施策の全体像



1. 策定の目的

大河原町の動向

現状

第6次大河原町長期総合計画（第6章第4項）に基づき、システムの最適化や情報リテラシーの向上を推進しています。

課題

行政手続のオンライン化や、業務改革を中心とした庁内のDX推進が必要となっています。

DXの進捗状況（令和5年3月時点）

庁内横断組織	自治体情報システムの標準化共通化	マイナンバーカード普及促進	行政手続オンライン化	AI・RPAの利用促進	セキュリティ対策
デジタル化推進員会議	移行に向けた協議	カード交付率向上に向けた取組実施	みやぎ電子申請 ぴったりサービス	勉強会の開催	研修の開催

1. 策定の目的

DX推進の意義

社会背景、国・県の動向から、大河原町ではデジタル技術やデータを活用し、行政サービスや行政経営の抜本的な改革を行い、自治体DXの推進を図ります。

DXの推進にあたっては、「みやぎ情報化推進ポリシー」でも重点目標としており、とくに大河原町における課題を解決するために「**住民**」、「**行政組織**」、「**地域**」をDX全体方針における3つの軸として、DXを推進していきます。

社会全体のデジタル化により、暮らしの利便性を向上させ、
業務を効率化し、安全安心を前提とした「人に優しいデジタル化」を実現



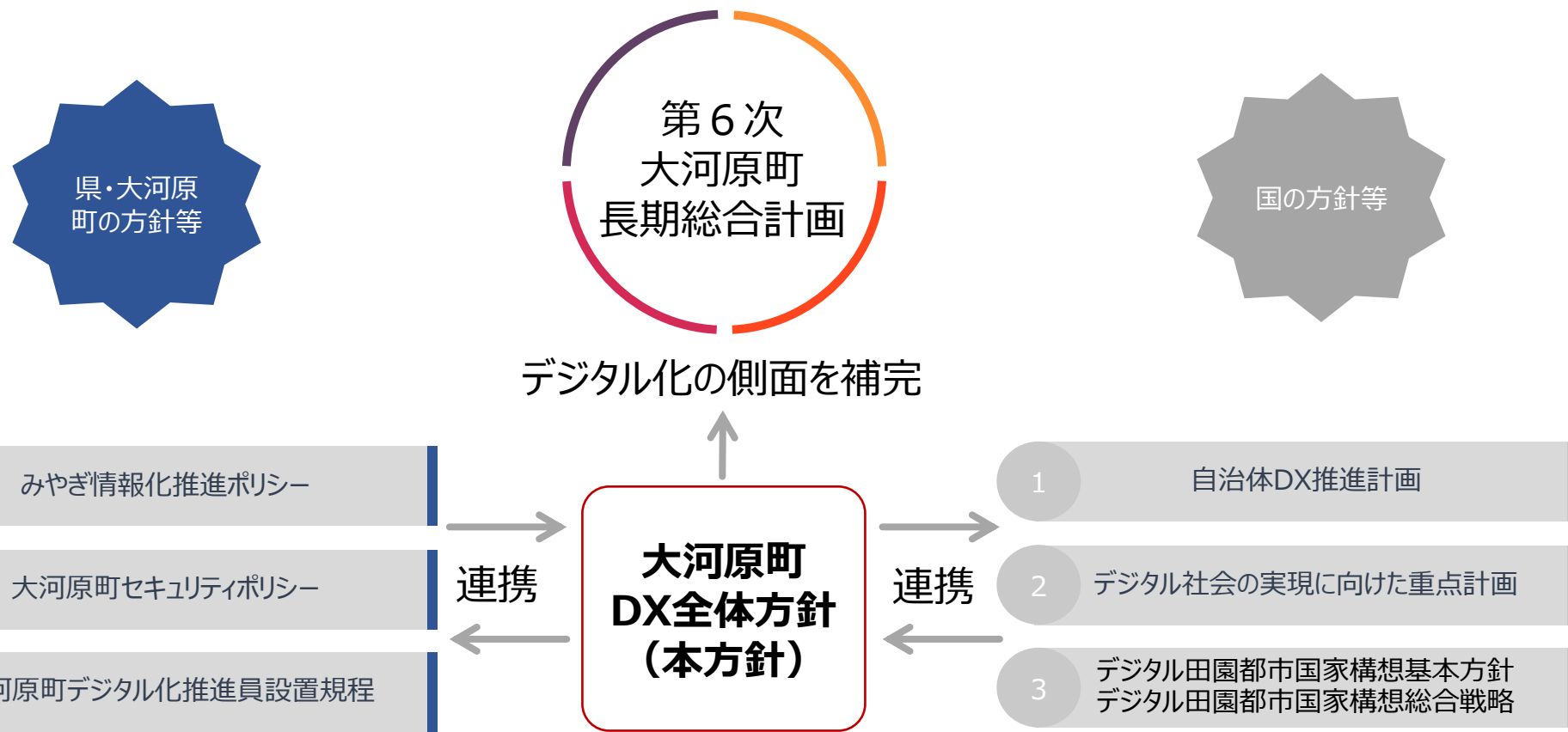
1. 策定の目的

DX全体方針の位置付け

本方針は、上位の構想に掲げる「第6次大河原町長期総合計画」における社会のデジタル化を推進するための、実行計画として位置付けます。

また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月）に規定される「市町村官民データ活用推進計画」、デジタル手続法（令和元年5月）に基づく総務省自治体DX推進計画（令和2年12月25日）等を踏まえた内容として位置づけます。

計画期間は、令和5年度～令和7年度の3年間とします。令和7年度までの方針を示しながらも、社会経済状況や国の動向、情報通信技術の進展を踏まえ、適宜見直しを行います。



基本理念

本町では、行政サービスにデジタル技術を利用することにより、住民サービスの質と住民満足度の向上を図るとともに、行政効率と生産性の向上により持続可能な行政経営を実現させるため、基本理念を次のとおりとします。

**Sustainable^{*1}で
Well-being^{*2}な
SmartTown**

基本方針

住民の利便性向上に向けたDX

- ✓ オンラインでいつでも、オンラインでどこでも行政手続きができる役場の実現
- ✓ キャッシュレス決済の導入等、住民の利便性向上

行政組織の変革に向けたDX

- ✓ 新たな働き方の環境構築による、ワークスタイルの変革
- ✓ システム最適化によるコストの削減

地域の活性化に向けたDX

- ✓ デジタルデバイド対策
- ✓ 産学官が連携しデジタルによる地域活性化

*1sustain（持続する）、able（～できる）からなる言葉。「持続可能な」「ずっと続けている」という意味。

*2心身と社会的な健康を意味する概念。幸福や充実など多面的に幸せな状態を表す。

2. 基本方針

取組事項

※ **重** 短期間で重点的に取組む事項

住民の利便性向上に向けたDX



行政手続のオンライン化

キャッシュレス決済の
導入

手続ガイドラインの導入



マイナンバーカード
普及促進



情報発信の充実



情報システムの標準化・
共通化

セキュリティ対策の徹底



ペーパーレス化の推進

電子決裁・
電子文書管理

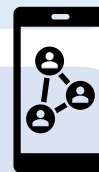
AI・RPAの利用促進



デジタルデバイド対策

公共施設Wi-Fiの導入

産学官連携による地域活性化



3. 取組事項

(1) 行政手続のオンライン化

現在、行政手続の多くが対面での手続きに限られていることが多く、役所への来庁が必要となっているため、住民の利便性の低さが問題となっています。住民の利便性向上に向けて、いつでもどこでも行政手続ができるように、国の動向を注視しながら、原則全ての行政手続のオンライン化及び窓口のDXに取り組めます。

特に、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能としていきます。

現状及び課題

手続の半数以上は窓口か郵送に限られている



役場の窓口に来ることなく、スマートフォンやタブレットから24時間どこからでも手続や申請を行うことができる

オンライン申請があまり活用されていない



通常の手続としてオンライン申請が活用されている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
行政手続のオンライン化	関係課	オンラインによる手続きが可能な行政手続の拡大 おくやみなど各種手続きのワンストップの導入検討		

3. 取組事項

(2) キャッシュレス決済の導入

現在、デジタル化の進展に伴いキャッシュレスによる決済が普及しています。町税の納付はクレジット決済やスマートフォンなどを利用した納付書払いが行われていますが、行政手続の多くが窓口での現金による支払方法となっており、役所への来庁が必要となっているため、住民の利便性の低さが問題となっています。住民の利便性向上に向けて、電子マネーやQRコード*¹決済などによるキャッシュレス決済の導入を検討します。また、マイナンバーカードを用いてオンライン申請を行うことが想定される手続（31手続以外）やその他のオンラインによる手続きや申請においても、オンラインによるキャッシュレス決済の導入を検討します。

現状及び課題

支払方法の多くが現金に限られている

オンライン申請での決済方法がない

目指すべき姿

窓口やオンライン申請時の各種手数料などの支払いが電子マネーやQRコード*¹決済などによる支払いが可能になる



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
キャッシュレス決済	関係課	キャッシュレス決済が可能な行政手続の拡大の検討		

*¹QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 取組事項

(3) 手続ガイドラインの導入

行政手続において、対象者や必要書類などが煩雑で役場への問い合わせも多く、問い合わせができる時間も開庁時間に限られています。また、来庁時に必要書類の不足が発覚し手続が完了できないなど、住民の利便性の低さが問題となっています。住民の利便性向上に向けて、オンラインで行政手続に必要な書類等を確認できる手続ガイドラインの導入を検討します。

現状及び課題

手続に必要な書類が煩雑で書類の不足などにより手続が完了できない

問い合わせが役場開庁時間のみに限られている

目指すべき姿

手続き等に必要な書類などの確認や問い合わせがオンラインにより行うことができる



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
手続ガイドライン	全庁	手続ガイドラインの導入の検討		

3. 取組事項

(4) マイナンバーカードの普及促進

2021年10月から、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されました。国は、マイナンバーカードの運転免許証との一体化や、スマートフォンへの搭載など、マイナンバーカードのさらなる活用方法を検討しています。

ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指して、今後も臨時交付窓口の開設や土日開庁の実施等を通じて、マイナンバーカードの申請と交付を促進するとともに、オンライン申請時のマイナンバーカードによる本人確認の導入、申請書の記入事項や住民票の写しや各種証明書などの添付書類の省略などの利活用を検討していきます。

現状及び課題

マイナンバーカードの利活用先が少ない

マイナンバーカードの交付率が65%程度である

目指すべき姿

ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有し、マイナンバーカードによる本人確認、各種証明書のコンビニ交付や申請書の記入事項や添付書類の省略などマイナンバーカードの利用機会が増えている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
マイナンバーカードの普及促進	町民生活課 政策企画課	マイナンバーカードの交付率を向上させる取り組みの推進 (民間企業との連携・休日開庁の実施の検討・マイナンバーカードを利用した業務の検討)		

3. 取組事項

(5) 情報発信の拡充

大河原町では、公式ホームページ、公式Facebook、公式YouTubeなどを活用して各部署があらゆる情報発信を行っています。あらゆる媒体を通じて、必要な情報をスムーズに届けるため、広報手段を見直し、より効果的で効率的な情報発信を行います。

公式ホームページについては、アクセシビリティを向上させ、誰でも、いつでも必要な情報を収集できる環境を構築します。

現状及び課題

情報発信を行う媒体が少ない



SNS等の利用により様々な情報が発信され、必要な情報を迅速に受け取ることができる

必要な情報をホームページから探しにくい



すべての人が、欲しい情報をホームページから容易に見つけることができる



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
情報発信の拡充	全庁	公式LINEの活用拡大検討 ホームページ操作研修の開催（隔年開催）		

3. 取組事項

(6) 自治体情報システムの標準化・共通化

自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われシステム連携が複雑化したことにより、制度改正時のシステム改修の費用や改修工程の負担が大きく、またクラウド化が円滑に進まない要因にもなっています。そこで、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システム（20業務）へ移行し、情報システムに係る経費や職員の事務負担の軽減を図ります。

現状及び課題

独自にカスタマイズされた機能が多くプログラムが複雑化している

システム連携が容易ではない

目指すべき姿

ガバメントクラウドを利用した標準化されたシステムにより住民サービスが提供されている。API連携などにより、システム連携が進み、業務効率化が図られている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
自治体情報システムの標準化・共通化	関係課	Fit&Gap* ¹ の実施 文字同定作業の実施 移行計画の作成	Fit&Gap結果分析及び運用 方法の検討	標準準拠システムへ移行完了

*¹フィット（適合）、ギャップ（乖離）の意味。導入するシステムと業務プロセスにおいて必要とする機能が合致しているか分析すること。

3. 取組事項

(7) 情報セキュリティ対策の徹底

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーのガイドライン」を踏まえ、日々情報セキュリティ対策の徹底に取り組んでいます。

行政手続のオンライン化、情報システムの標準化・共通化・クラウド化など、新たな取り組みが推進されていく中で、適宜情報セキュリティの見直しを行い、さらなる強靱なセキュリティ対策を進めていきます。また、セキュリティ対策にあたっては、ウイルス対策ソフトの導入や通信の暗号化対応をはじめとする技術的対策と、情報セキュリティに関する研修やルール周知、標的型攻撃メールの訓練など、人的対策に取り組んでいきます。

現状及び課題

日々進化するセキュリティ技術への対応やセキュリティ意識の醸成が求められている



セキュリティ研修会等を実施することにより高いセキュリティ意識が維持されている

日々進化するサイバー攻撃に対応するために強靱なセキュリティ対策が求められている



最新のウイルス対策ソフトの導入や情報通信機器の導入により強靱なセキュリティが維持されている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
セキュリティ対策の徹底	政策企画課		セキュリティ対策の継続実施 セキュリティ研修の実施	

3. 取組事項

(8) ペーパーレス化の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会生活の様々な場面において事務手続きのオンライン化やキャッシュレスの普及、オンラインでの会議や研修会等ができる環境の整備、リモートワークの推奨など非接触・非対面での事務処理や働き方の変革が求められています。

またペーパーレス会議の実施により会議資料印刷や配布に係る労力の削減や紙の使用量の削減などの取組みや庁舎内外でのオンライン会議開催のための庁内LANの無線化などの環境整備の検討やテレワーク（サテライトオフィス勤務^{*1}）の導入が求められています。

現状及び課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触・非対面での事務手続きや会議の要望が高まっている

会議資料の印刷や配布に多くの時間が割かれ、紙の使用量の削減も進んでいない

目指すべき姿

事務手続きや手数料等の支払いがオンラインでできるようになっている。また庁舎内外を問わず会議や打合せ等においてもオンライン化されている

会議資料がオンラインで配布されるため、資料の印刷や配布のための労力が削減され、紙の使用量も削減されている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
ペーパーレス化の推進	全庁	ペーパーレス化に向けた取組の検討 (手続オンライン化・オンライン会議・紙の使用量削減など)		

*¹本庁舎や主要拠点から離れた位置に設置されるオフィス。

3. 取組事項

(9) 電子決裁・電子文書管理

紙による決裁は、決裁権者以外の閲覧が可能であり、個人情報を含む場合においてセキュリティの問題があるほか、消耗品（ファイル・用紙・トナーなど）を大量に消費すること、また、書類の管理（加除及び処分）に時間を要していることから見直しを図ります。

電子決裁・電子文書管理を推進することは、業務の効率化やコスト（人的・物的）削減に直結し、テレワークの実現にも寄与できるため導入について検討を行います。

現状及び課題

紙文書による決裁は自席での業務が前提であるため、不在による決裁の遅延やテレワーク導入を妨げる一因となっている

紙文書を管理することによる文書の加除や保管場所の確保などの事務負担。また大量な消耗品の消費が行われている

目指すべき姿

電子決裁の導入により迅速で効率的な意思決定や業務の効率化が図られている

文書管理の電子化・データベース化により文書管理に係る事務の効率化が図られている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
電子決裁・電子文書管理	全庁	電子決裁・電子文書管理の導入検討		

3. 取組事項

(10) AI・RPAの利活用促進

限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、定型的な作業をデジタル技術で自動化し、業務の効率化を図る必要があること、また、定型的な作業の時間を短縮することで、本来職員が注力すべき業務に集中できる環境を構築し住民サービスの向上を図る必要があることからAI・RPAの導入を検討します。

「自治体情報システムの標準化・共通化」「行政手続のオンライン化」などで業務プロセスを見直す際には、AI・RPA等のツールを有効活用することも視野に入れて検討します。

現状及び課題

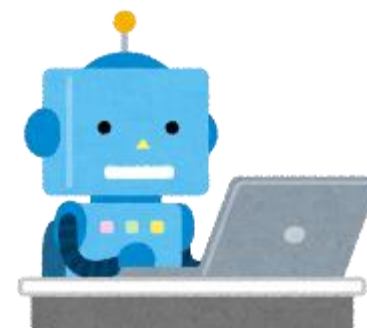
人手により事務処理を行っており、多くの時間と労力を費やしている

AI・RPAを活用できる人材の確保と育成が求められています

目指すべき姿

事務処理手順が自動化され単純な事務処理から解放され、職員が注力すべき業務に集中できる環境ができている

AI・RPA活用人材が育成されている
職員自らがAI・RPAを運用している



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
AI・RPAの利活用促進	全庁	AI・RPAの活用に向けた検討		

3. 取組事項

(11) デジタル・デバイド対策

デジタル化を推進する上で、主に高齢者や障がい者、低所得者などに生じるデジタル・デバイドへの対策は重要課題となっています。誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会実現のため、「誰一人取り残されない」社会を目指し、スマートフォンやパソコンの講習会の開催や、デジタル活用支援員の利用促進などを通して、デジタル活用支援を行います。

現状及び課題

年齢や身体的な制約、または経済的な要因によりデジタル機器を使いこなせないデジタル弱者が存在しています



目指すべき姿

誰もが気軽にスマートフォンやタブレットを利用することができる



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
デジタル・デバイド対策	政策企画課	デジタルデバイド対策取組の検討		

3. 取組事項

(12) 公共施設Wi-Fiの導入

スマートフォンやタブレットの普及により外出先など自宅以外でのインターネット利用の機会が増えています。これに伴い施設の利用者や町外からの来訪者からは、公共施設でインターネットに接続できる環境整備の要望が高まっています。また小中学校でのGIGAスクールの取組みにより児童生徒にタブレットが貸与されたことに伴い校外学習などの学校でのインターネット環境の必要性が高まっています。さらに近年頻発する自然災害の発生時の避難所での避難者の情報収集手段としてのインターネット環境の提供も課題となっています。

現状及び課題

社会教育施設利用者、児童生徒の学習環境、町外来訪者や避難所等の対応に公共施設のインターネット環境が求められている

目指すべき姿

誰もが気軽に安心してインターネットに接続できる環境が整備されている



取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
公共施設Wi-Fi	全庁	公共施設Wi-Fi導入の検討		

3. 取組事項

(13) 産学官連携による地域活性化

少子高齢化、人口減少、アフターコロナなど、急激な社会変化に対応するためには、行政のデジタル化だけでなくICTやデジタルデータの活用により社会全体がより良い方向に変化していくことが求められています。新たなサービスの創出に必要な優れた技術やノウハウを持つ企業や大学等との連携を検討します。

現状及び課題

新しいサービスを創出するために、産学官それぞれが持つデータや技術、アイデアが連携した取組みが求められている



目指すべき姿

起業・創業、地域活性化や観光など様々な分野で産学官が連携して新しいサービスが提供されている



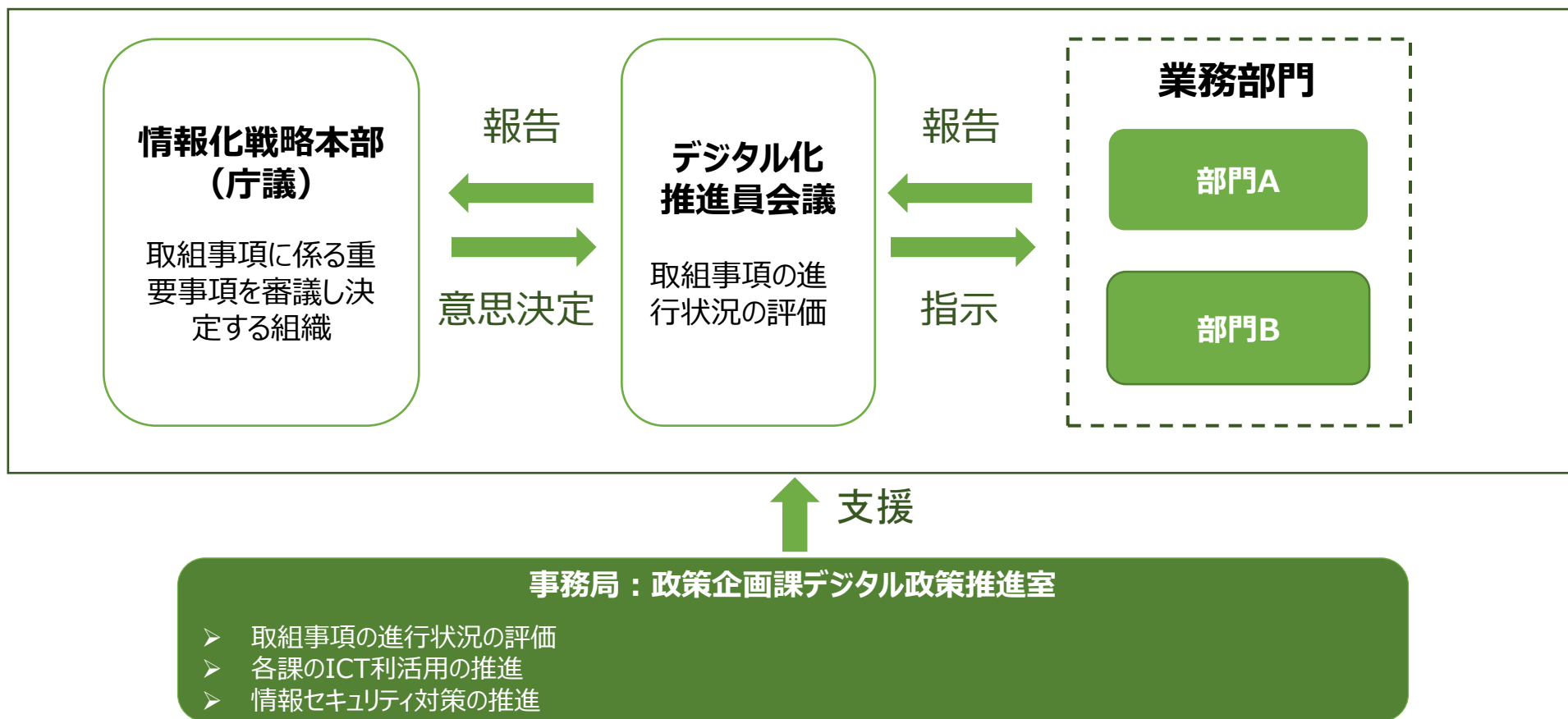
取組	実施主体	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
産学官連携による地域活性化	政策企画課 商工観光課	産学官と連携しデジタルを活用した地域活性化を検討		

4. 推進体制

DXの取組は庁内の取組全体の把握と調整が必要となるため、庁内全体を把握し部門間の総合調整等の役割を果たす、全庁的・横断的なマネジメント機能が必要です。

課題が生じたときは、直ちに正しい情報が共有され、責任者が適時・適切な判断を下せるよう、全庁の関係組織が一体となった進捗管理を行う体制を整えます。

大河原町では「デジタル化推進員会議」を設置し、各局等における情報化の推進、及び情報セキュリティの確保等を担っています。今後、情勢に応じた体制の見直し・強化を適宜図ります。



4. 推進体制

本方針は、日々変化する社会情勢に対応するため、PDCAサイクルとOODAサイクルによって取組を進めていきます。

年2回程度デジタル化推進員会議を開催し、重点取組事項の進捗状況の確認や課題の集約、および次年度事業の調整や取組内容の見直しを実施します。また、重要な変更を行う際には、全庁に共有しながらDXを推進します。

なお、本方針については、令和7年度末に全体の見直しを行います。

